



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 災害救助法による救助を行う区域（消費・くらし安全課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件（情報基盤整備課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課）…………… 3

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 3
- 特定小型原動機付自転車運転者講習及び自動車運転者講習の実施等に関する規則…………… 6

告 示

沖縄県告示第310号

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の規定により、令和5年台風第6号による被害の発生に関し、令和5年8月1日から次の区域に同法による救助を行う。

令和5年8月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 那覇市
- 浦添市
- 豊見城市
- 宮古島市
- 南城市
- 国頭村
- 大宜味村
- 東村
- 今帰仁村
- 本部町
- 宜野座村
- 金武町
- 伊江村
- 読谷村
- 嘉手納町
- 北谷町
- 北中城村
- 西原町
- 与那原町
- 渡嘉敷村
- 座間味村

南大東村
伊平屋村
久米島町
八重瀬町

沖縄県告示第311号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊是名加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和5年8月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第312号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和元年沖縄県告示第306号で同意の認定をした国頭加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和5年8月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年8月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 3 落札者を決定した日 令和5年5月29日
 - 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岬二丁目17番1号
 - 5 落札金額 653,400,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 入札の公告を行った日 令和5年4月18日
-

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年8月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 Microsoft 365 Appsライセンス等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 3 落札者を決定した日 令和5年6月5日
 - 4 落札者の名称及び所在地 KDDI株式会社 代表取締役 高橋誠 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
 - 5 落札金額 403,886,472円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 入札の公告を行った日 令和5年4月25日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年1月26日 沖縄県指令土第795号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜原840番4及び840番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地1165カサフェンテファミリア4-D号 當銘真幸、豊見城市字豊崎1番地1165カサフェンテファミリア4-D号 當銘絵里香
- 5 検査済証番号 令和5年7月25日 第4890号
- 6 工事完了年月日 令和5年7月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年8月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年6月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岨二丁目17番1号
- 5 落札金額 388,146,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年5月19日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第8号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月22日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「申請及び届出」を「届出、申請及び申出」に改め、「沖縄県警察本部交通部交通企画課長」の次に「（以下「交通企画課長」という。）」を加え、カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の申出

キ 法第108条の2第1項第16号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の申出

第2条第4号中「（以下「運転免許試験課長」という。）」を削り、同条第5号中「を經由して行うことができる」を「（以下「運転免許管理課長」という。）を經由して行う」に改め、同条第6号中「平成16年国家公安委員会規則第23号」の次に「。以下「委託規則」という。」を加える。

第7条の2中「規則第6条の3の3」を「施行規則第6条の3の5」に改める。

第8条第1項第3号中「。以下「標識令」という。」を削り、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「自転車通行止め」を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車及び歩行者専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

第11条第3項中「又は原動機付自転車」を「又は一般原動機付自転車」に改める。

第26条中「第31条の5」を「第31条の5第3項」に改める。

第26条の2中「第39条」を「第39条第1項」に改める。

第27条中「から第14号」を「から第16号」に改め、同条第1号中「及び第11号から第13号まで」を「、第11号から第13号まで、第15号及び第16号」に、「公安委員会」を「公安委員会又は公安委員会」に改める。

第28条第11号中「第25号の3」を「第27号の2」に改め、同条に次の2号を加える。

(12) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書（様式第27号の3）

(13) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。） 自転車運転者講習受講申請書（様式第27号の4）

第29条の見出し中「講習終了証明書」を「講習終了証明書等」に改め、同条中「に定める講習終了証明書」の次に「又は講習終了証書」を加え、同条ただし書中「交付申出」を「交付の申出」に改め、同条に次の2号を加える。

(11) 特定小型原動機付自転車運転者講習 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（様式第37号の1の2）

(12) 自転車運転者講習 自転車運転者講習終了証書（様式第37号の1の3）

第31条の2第2項中「沖縄県警察本部交通部交通企画課長」を「交通企画課長」に改める。

第40条中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

様式第25号の3を削る。

様式第27号の次に次の3様式を加える。

様式第27号の2（第28条関係）

若年運転者講習受講申請書		年 月 日
指定講習機関名		
管理者名	殿	申請者 住所 氏名
講習の年月日		
講習の場所		
若年運転者講習に係る免許の種類等	免許証番号第 号 交付年月日 年 月 日 免許の種類（講習対象）（ ）	
備考	通知番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の3（第28条関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書		年 月 日
沖縄県公安委員会	殿	申請者 住所 氏名

	生年月日 年 月 日生 (歳)
特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を次のとおり申請します。	
受講年月日	
受講場所	
(証紙貼付欄)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の4 (第28条関係)

自転車運転者講習受講申請書	
	年 月 日
沖縄県公安委員会 殿	
	申請者 住所 氏名 生年月日 年 月 日生 (歳)
自転車運転者講習の受講を次のとおり申請します。	
受講年月日	
受講場所	
(証紙貼付欄)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の次に次の2様式を加える。

様式第37号の1の2 (第29条関係)

第	号	特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書
住所		
氏名		
生年月日 年 月 日生 (歳)		
上記の者は、道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を終了したことを証明する。		
		年 月 日
		実施機関 印

備考1 実施機関は、沖縄県公安委員会又は講習受託者及び代表者とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の1の3（第29条関係）

第 号	自転車運転者講習終了証書
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日生（歳）
上記の者は、道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を終了したことを証明する。	
	年 月 日
	実施機関 印

備考1 実施機関は、沖縄県公安委員会又は講習受託者及び代表者とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和5年8月22日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第9号

特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の実施等に関する規則を次のように定める。

令和5年8月22日

沖縄県公安委員会

特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の実施等に関する規則

自転車運転者講習の実施等に関する規則（平成28年沖縄県公安委員会規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）の規定に基づき沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）及び同項第16号に掲げる自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（講習機関）

第2条 特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習（以下「講習」という。）は、警察本部交通部交通企画課又は公安委員会が講習を委託した者（以下「受託者」という。）において行うものとする。

（講習対象者）

第3条 特定小型原動機付自転車運転者講習は法第108条の3の5第1項の規定により特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命じられた者を、自転車運転者講習は同条第2項の規定により自転車運転者講習の受講を命じられた者をそれぞれ対象者とする。

（受講者の確認）

第4条 講習の実施に当たっては、前条に規定する者であることを運転免許証、個人番号カード（行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定するものをいう。）、学生証等により確認するものとする。

（講習施設）

第5条 講習は、視聴覚教材が使用できる環境が整備されているとともに、受講者のプライバシーに配慮した施設又は場所において実施するものとする。

（講習内容）

第6条 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に当たっては特定小型原動機付自転車運転者講習の講習項目及び時間割等に関する細目（別表第1）に、自転車運転者講習の実施に当たっては自転車運転者講習の講習項目及び時間割等に関する細目（別表第2）にそれぞれ準拠し、次に掲げる項目を盛り込んだ講習指導案を作成するものとする。

- (1) 交通ルール等に係る理解度の確認
- (2) 被害者、被害者遺族等の声
- (3) 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験
- (4) 事故時の運転者の責任
- (5) 交通ルール
- (6) 危険行為
- (7) 交通ルール等に係る理解度の再確認
- (8) 講習の総括

（講習終了証書の交付）

第7条 公安委員会又は受託者は、講習を終了した者に対して特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（県細則様式第37号の1の2）又は自転車運転者講習終了証書（県細則様式第37号の1の3）（以下これを「講習終了証書」という。）を交付し、副本を保管するものとする。ただし、受講者から交付の申出がなく、かつ、業務の遂行上、特に交付しなくても支障がないと認められる場合は、この限りではない。

- 2 受講者が講習終了証書の亡失、滅失又は毀損により、再交付を求めた場合は、再交付申請書（様式第1号）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。
- 3 住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会に申請させるものとする。

（講習の委託）

第8条 講習を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な実施基準（以下「講習実施基準」という。）を定めた上で、おおむね次に掲げる事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行うものとする。

- (1) 公安委員会が定める講習実施基準に従って講習を実施すること。
- (2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導・監督に従うこと。
- (3) 講師は、自動車運転免許取得者をもって充てるとともに、講習の内容、方法等について、当該講師に対し、随時必要な指導を行うこと。
- (4) 講師について、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講師として適当でないと認められる事情が生じたときは、当該講師を解任し、又は必要な期間その者に講習を行わせないようにすること。
- (5) 講習の実施に関して知り得た秘密を他に漏らさないとともに、個人情報適正に管理すること。
- (6) 講習が講習実施基準に従って行われないうとき、その他契約条項に関する著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに委託を解約することができること。
- (7) その他講習の水準及び適正な実施を確保するために必要な事項

2 講習を委託したときの講習終了証書の取扱いについては、受託者において、講習終了証書の作成、交付及び再交付を行うほか、作成した講習終了証書の写しを公安委員会に送付するものとする。

3 受託者において講習を実施したときは、講習実施結果報告書（様式第2号）を作成し、原則として講習実施当日に公安委員会に報告するものとする。この場合において、受託者から報告を受けた公安委員会は、速やかに、受講済み登録を行うものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、講習の実施に関して必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和5年8月22日から施行する。

別表第1（第6条関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習の講習項目及び時間割等に関する細目			
時間	項目	内容	教材等
5分	オリエンテーション	事前説明 ○ 講習についての説明 ・ 講習の流れについて説明する。 ・ 講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	テキスト
20分	テスト	講習① 交通ルール等に係る理解度の確認 ○ 交通ルール等に関する小テスト ・ 講習開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式で確認する。	小テスト
15分	体験談紹介 (被害者、被害者遺族等)	講習② 被害者、被害者遺族等の声 ○ 危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・ 特定小型原動機付自転車事故又は自転車事故の被害者、被害者遺族等の声から、受講者に交通事故の悲惨さを認識させる。 (例) ・ 事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・ 特定小型原動機付自転車事故又は自転車事故の被害者遺族等の手記	テキスト
20分	事例紹介 疑似体験	講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験 ○ 受講者が犯しやすい違反行為が要因の事例紹介 ・ 当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や事故事例を選定して紹介する。 ・ 起こしやすい事故のリスクの可能性を説明する。 ○ 交通事故の危険性の疑似体験 ・ 視聴覚教材による疑似体験を通じ、違反行為の危険性を説明する。 (例) ・ スケアード・ストレイト教育 ・ 他の通行者の視点からの見え方	テキスト 視聴覚教材 事故事例シート
15分	体験談紹介	講習④ 事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任 ○ 特定小型原動機付自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上のリスクの説明 ・ 具体的な事故事例から、特定小型原動機付自転車事故を起こすことに伴うリスクを認識させる。 (例) ・ 法令違反により罰則（懲役、罰金等）が科された事例 ・ 多額の損害賠償責任が生じた事例 ・ 自転車運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	テキスト
20分	特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底	講習⑤ 特定小型原動機付自転車の交通ルール ○ 交通ルール遵守の徹底 ・ 特定小型原動機付自転車の通行方法に係る交通ルールについてその根拠とともに確認する。 ・ 二度と事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する。 ・ 地域ごと（繁華街、生活道路等）の通行環境及び通行環境による交通事故の特性について説明する。	テキスト
40分	個人ワーク討議等	講習⑥ 危険行為 ○ 受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・ 診断テストに基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因	テキスト 討議 学習シート

		<p>があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを、受講者自らが記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習シートに基づく討議・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らの危険行為に対する考え方、行動の取り方を認識させる。 ・ 発表では、自分が犯した危険行為についても振り返り発表させ、自分の行為がいかに危険であったかを認識させる。 ・ 発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、危険に対する正しい行動の取り方を認識させる。 (例) ・ 危険行為が他の通行者に対し、なぜ危険となっていたか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険行為からどのような結果が生じ得るか。 ・ 危険行為を犯した原因 ・ 社会で特定小型原動機付自転車の交通ルールを守っていくために必要な啓発の在り方 	
	時間が余った場合	危険予測学習の事例を増やして対応	
10分	再検査	<p>講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルールの理解度に関する再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習を通じた交通ルールの理解度を小テスト形式により再確認する。 ・ 理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルールの徹底を図る。 	小テスト
35分	総括	<p>講習⑧ 講習の総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習を通して気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成し、発表する。 ・ 講師が、発表内容について講評する。 	感想文

備考1 スケアード・ストレイト教育とは、視覚教材により、事故の衝撃、恐ろしさを視覚的に理解させる教育をいう。

2 個人ワーク討議とは、受講者が講師等と意見を述べ合うことをいう。

3 学習シートとは、課題について受講者が思考・判断したことを書き出すための教材をいう。

別表第2 (第6条関係)

自転車運転者講習の講習項目及び時間割等に関する細目			
時間	項目	内容	教材等
5分	オリエンテーション	<p>事前説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習についての説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習の流れについて説明する。 ・ 講習を通じ学ぶべき事項について説明する。 	テキスト
20分	テスト	<p>講習① 交通ルール等に係る理解度の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルール認知に関する小テスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式で確認する。 	小テスト
15分	体験談紹介 (被害者、被害者遺族等)	<p>講習② 被害者、被害者遺族等の声</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車事故の被害者、被害者遺族等の声から、受講者に自転車事故の悲惨さを認識させる。 (例) ・ 事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車事故の被害者遺族等の手記 	テキスト
20分	事例紹介 疑似体験	<p>講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験</p>	テキスト 視聴覚教材

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者が犯しやすい違反行為が要因の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や事故事例を選定して紹介する。 ・ 起こしやすい事故のリスクの可能性を説明する。 ○ 交通事故の危険性の疑似体験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴覚教材による疑似体験を通じ、違反行為の危険性を説明する。 (例) ・ スケアード・ストレイト教育 ・ 他の通行者の視点からの見え方 	事故事例シート
15分	体験談紹介 (自転車運転者)	講習④ 事故時の自転車運転者の責任 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上のリスクの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事故事例から、自転車事故を起こすことに伴うリスクを認識させる。 (例) ・ 法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例 ・ 多額の損害賠償責任が生じた事例 ・ 自転車運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例 	テキスト
20分	自転車の交通ルール の徹底	講習⑤ 自転車の交通ルール <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルールの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の通行方法に係る基本的ルールについてその根拠とともに確認する。 ・ 二度と事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)。 ・ 地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境による交通事故の特性について説明する。 	テキスト
40分	個人ワーク討 議等	講習⑥ 危険行為 <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断テストに基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを、受講者自らが記述する。 ○ 学習シートに基づく討議・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らの危険行為に対する考え方、行動の取り方を認識させる。 ・ 発表では、自分が犯した危険行為についても振り返り発表させ、自分の行為がいかに危険であったかを認識させる。 ・ 発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、危険に対する正しい行動の取り方を認識させる。 (例) ・ 危険行為が他の通行者に対し、なぜ危険となっていたか。 ・ 危険行為からどのような結果が生じ得るか。 ・ 危険行為を犯した原因 ・ 社会で自転車の交通ルールを守っていくために必要な啓発の在り方 	テキスト 討議 学習シート
	時間が余った場合	危険予測学習の事例を増やして対応	
10分	再テスト	講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルールの理解度に関する再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習を通じた交通ルールの理解度を小テスト形式により再確認する。 ・ 理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルールの徹底を図る。 	小テスト

番号	フリガナ 氏名	生年月日	住 所
備考			

- 備考1 不要な文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
--	---